

## 2 齊藤雅子議員

- 1 「都市鉱山」から東京五輪・パラリンピックメダル製作の推進を
- 2 中学生を対象としたピロリ菌検査の助成について
- 3 量水器（水道メーター器）の取り扱いについて



### 1 「都市鉱山」から東京五輪・パラリンピックメダル製作の推進を

岩内町議会、公明党を代表しまして一般質問を行います。

初めに、「都市鉱山」から東京五輪・パラリンピックメダル製作の推進を。

携帯電話やパソコン等の小型家電は、金や銀などの貴重な金属を豊富に含んでいる事から「都市鉱山」と呼ばれております。

こうした金属から2020年東京五輪・パラリンピックのメダルを製作する取り組みが注目を集めております。実現すれば五輪史上初となります。

東京大会の組織委員会は4月から「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を全国展開し、東京都が2月16日から先行して開始しました。大会組織委員会は「史上初の取り組みに向けて、全国で国民参加型の運動へと盛り上げていきたい、多くの人に協力してもらい、必ず実現させたい」と取り組んでおります。

今後、全国の自治体での回収を予定し、東京大会に必要な約5,000個の全てのメダルを再生金属で賄う方針で、メダルの製作には金が10キロ、銀が1,230キロ、銅が736キロの計2トンが必要で、製造工程でのロスを想定すると4倍の約8トンを集めなければならないといわれております。

そして対象製品は携帯電話やパソコン、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書、ゲーム機、電源アダプタ、電気カミソリなど100品目を超えます。回収方法は自治体によって異なりますが、東京大会組織委員会は「持続可能な社会へ、大会のレガシー（遺産）となるプロジェクトを成功させたい」と訴えております。

都庁にはメダル協力ボックスが設置され、都内在住の女性は「家に眠っていた携帯電話を持参しました、自分の提供した物が選手の胸にかけられるメダルの一部になると思うと、うれしくて」と話しております。

本町においても、町民の皆さんが持参した携帯電話やパソコンなど、小型廃家電が五輪選手のメダルになると思うと、うれしくて自分も東京五輪・パラリンピックに参加し、お役に立てた事で忘れられないオリンピックになるのではないで

しょうか。

東京都によると、5月17日現在で都庁の回収ボックスに、約3万1,000個を受け付けたそうであります。

そこで本町でも、「みんなの東京五輪・パラリンピック」に協力するため役場庁舎などに「メダル協力ボックス」の設置をと考えますが見解をお伺い致します。

**【答 弁】**  
**町 長：**

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催にあたり、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、全国の国民に対して、使用済小型家電のリサイクルを呼びかけ、回収した小型家電から抽出される貴金属を用い、100%リサイクルで入賞メダルを製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を本年4月よりスタートさせております。

本町における本プロジェクトへの参加については、本年3月に環境大臣より協力依頼がありましたが、小型家電リサイクルの対象品目には、ディスプレイなど大型のものや、細かい分類では数百を数える品目となることから、それらを2年あまりの間、回収、保管し、そして、認定業者に引き渡しを行っていくことは、設置場所及び保管場所の確保など、回収物の管理面での問題が懸念されることから、取り組みが困難であると判断し、参加を保留していたところであります。

その後、本年5月末に、環境省より、携帯電話専用小型簡易型回収ボックスの設置によった携帯電話の回収による本プロジェクトへの協力要請があり、この取り組みでは、回収ボックス1箱がいっぱいになり次第、宅配により認定業者に引き渡すことが可能とされ、このことにより、町の負担も最小限となり、回収物の管理の問題も解消されることから、本プロジェクトへの参加が可能であると判断しております。

したがって、町としては、今回の取り組みは簡易的な取り組みではあるものの、オリンピック・パラリンピックへの協力のみならず、資源リサイクルなど循環型社会構築への理解促進にも資することから、回収ボックスを役場庁舎内に設置できるよう、具体の設置場所や紛失防止方法などの検討を進めているところであり、これらの準備が整い次第、携帯電話の回収を開始し、本プロジェクトに協力して参りたいと考えております。

## < 再質問 >

メダル協力ボックスを設置する答弁をいただきました。ありがとうございます。  
日本には資源を効率的に利用する「もったいない」という価値観、文化があると思います。この「もったいない」の観点から、そして子どもたちにとっても資源の有効利用の大切さを学ぶ意義は大きいと思います。そして、環境省も東京大会をきっかけに都市鉱山を活用、リサイクルする機運を盛り上げたいと話しております。

本町の多くの皆様のご協力を得るためにも、周知徹底をどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

**【答 弁】**

**町 長：**

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの取り組みに係る周知・徹底方法についてであります。

メダルプロジェクトの周知方法につきましては、町において、携帯電話の回収を行う旨を、都市鉱山メダル連携委員会に申し込みましたのち、住民に明示するための広報資料が提供されますので、これを元に広報・防災行政無線・町ホームページにより積極的に周知してまいります。

## 2 中学生を対象としたピロリ菌検査の助成について

胃がんは日本人の罹患率が最も高く、死亡数は肺がん、大腸がんに次いで多く、年間約5万人が亡くなっています。

しかし、1983年にピロリ菌が発見されピロリ菌が胃炎・胃潰瘍のリスク要因である事が判明し、現在最も有効な胃がん予防対策としてピロリ菌の検査と除菌治療が行われるようになって来ました。

また、2013年にピロリ菌除菌が世界初の保険適用になって以降ピロリ菌を除菌する人が増加しておりますが、この除菌治療による効果は患者数を減らすと共に地域での医師不足など、地域医療が抱える課題に応える一つの方法でもあると考えられます。

私も、2015年の6月定例会で「ピロリ菌検査の導入」を一般質問し、その翌年に本町では「ピロリ菌検査」が導入されましたが、これからは特に若い段階での早期発見や除菌が重要であり、中学生は内視鏡などを使わずに投薬だけで除菌できます。

この時期に対策を行う事で、体への負担や費用が軽減できると考えられます。

今、中学生や高校生を対象としたピロリ菌検査と除菌への公費助成事業が全道各地で広がりを見せております。

本年の2月1日現在で市では稚内市、網走市など7市が町村では福島町、由仁町、占冠村、天塩町、美幌町など22町村が、また後志では京極町、積丹町、そして倶知安町が公費助成となりました。

そこで希望する全ての中学生が、検査を受けられる環境づくりが重要と考えますが、本町としても是非、公費助成の取り組みをと思っておりますが、町としての見解をお伺い致します。

**【答 弁】**  
**町 長：**

中学生を対象としたピロリ菌検査への公費助成については、後志管内においては、積丹町、京極町が平成28年度から、倶知安町が平成29年度から、主に中学2年生を対象に実施しており、一般的な検査方法としては、本人・保護者の同意のうえ、学校健診における尿検査の残りの尿を用いて検査し、陽性の場合、医療機関において呼気検査等の二次検査を行い、この結果が陽性の場合に、除菌を勧めることとなります。

未成年者に対する検査や除菌治療については、成人と異なり、保険診療で行うことができないため、全て自己負担となることから、北海道内における一部市町村において、検査や除菌に要する費用の一部又は全額を助成している状況にあります。

中学生にピロリ菌検査を行うことには、感染を知らずに胃炎や胃がんになることを予防できる、また、自分の子どもに感染させることを防ぐことができる、という大きな利点がありますが、一方では、検査や除菌治療に対する本人・保護者の理解が必要となることや、除菌に投与される抗菌剤の副作用や学業への影響も懸念されることから、保護者、医師会、学校医、教育委員会、さらには、学校現場との十分な相談、協力体制の構築が必要と考えております。

こうしたことから、中学生を対象としたピロリ菌検査への助成につきましては、公費負担の範囲、検査や除菌治療を行う機関の体制、副作用が生じた場合の対応など、関係者の共通理解と課題解決を図りながら、実施の可否や、事業の実施優先度などを含め、町における健康推進や疾病予防等の全体の事業バランスを勘案しながら、検討すべき事項であると考えております。

## < 再 質 問 >

ピロリ菌除菌に用いる薬の適用年齢の関係で中学2年生ぐらいからという、あの一検査の対象になると聞いております。

道内の自治体の多くが2年生をまあ3年生のところも一部ありますが、3年生ですと受験など控えているので、ほとんどが2年生を対象に行っているようです。で、あの一まあ本町の中学2年生は4月30日現在で91人と聞いております。しかし、希望者ということで任意ですので91人全員が対象にはならないと思いますので、莫大な費用がかかるとは思えません。ピロリ菌検査を通じて、生徒やその保護者に、癌に対する正しい知識を持ってもらい、生活習慣の向上につながることにしたいと思います。で、まあいろいろな関わりとか医師会との話し合い、PTAの関係、いろいろあるかと思いますが、できる限りあの一除菌、ピロリ菌検査の助成に取り組まれるよう要望いたします。

### 3 量水器（水道メーター器）の取り扱いについて

各家庭に取り付けられている量水器、いわゆる水道メーター器は有効期間が8年であり、その年によって増減があると思いますが、本町では平均して約760個を取りかえていると聞いておりますが、その使用済みの量水器（水道メーター器）の取り扱いについて本町ではどのようにしているのか、お伺いを致します。

あわせて近年、岡山市や福山市など道外の自治体では、平成25年に施行された障害者優先調達推進法に基づき、障がい者の就労機会の拡大を支援する目的で福祉事業所へ分解、分別作業を委託し、社会貢献の施策として実施する自治体が増えている状況だと聞いております。

また、道内でも士別市などが取り組んでいて、破棄水道メーターの分解、分別作業の委託を通じ、水道事業の社会貢献の施策として障がい者の就労機会拡大などの支援を推進しており、士別市は、市内2カ所の福祉事業所に依頼しております。

売却実績として、平成25年度は売却個数1,279個で5万3,955円でしたが、平成27年度の実績は分解・分別などリサイクルの結果、解体個数1,149個で21万2,500円、差額15万8,545円の増収となりました。

この収入のうち、受託した2施設には、合計で11万4,900円を報酬としてお支払いしているとのことでした。

そこで、障がい者の就労の場を適切に確保されるよう支援し、安心して暮らせる町づくりを目指す本町でも、こうした取り組みが実施できないものか、お伺い致します。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、使用済み量水器の取り扱いについてであります。水道メーターは、水道配水管から一般家庭などの使用者に分岐する際に設置するもので、給水装置に分類されるものであります。

これは、水道を使用する方々への適正な水道料金を賦課するため設置するものであり、計量法により使用期限は8年間と定められております。

このため、8年ごとの交換が義務付けられておりますが、使用期限の切れた水道メーターについては、通常、廃棄を前提とした運搬費と処分費を計上する方法と、リサイクルが可能な部品を含むことから、量水器製作会社やリサイクル業者に処分させる方法などが考えられますが、これまでは、コスト的に有利な量水器製作会社で処分する方法を選択してきたところであります。

しかし、ここ数年のリサイクルへの機運の高まりとリサイクル市場の拡大などを背景に、有価物としての売却を検討しており、現在、一定量の確保によるコスト効率を高めるため、岩内町浄水場で保管しているところであります。

2 項めは、使用済み量水器の分解、分別作業の委託を通じ、水道事業の社会貢献の施策として障がい者の就労機会拡大などの取り組みが実施できないかについてであります。

水道事業は、常に企業の経済性を発揮する観点から使用済み量水器の処分につきましても、十分な処分コストへの意識とリサイクル業者の業務範囲など、周辺状況の変化に留意しなければならないものと考えております。

したがって、こうした経済性・合理性を十分考慮した上で対象となる障がい者施設の受け入れ体制や費用の問題などを関係機関と協議し、双方に利益があると判断できる場合には取り組みが可能となるものであり、現状において、障がい者施設の受け入れ体制や事業の採算性などを考慮すると、早急な対応は、困難であると考えております。

このため、町といたしましては、人口減少が顕著になる中で、今後も持続可能な水道事業の運営をはかるために、あらゆる面での水道事業活動への不断の効率化が求められており、こうした公営企業の理念に基づく事業活動を行いながら、これと併行して障害者優先調達推進法の趣旨も十分に踏まえた、総合的な見地から有意義な取り組みが可能かの判断をするため今後の処分等に関わる社会情勢の変化を注視してまいります。

## < 再 質 問 >

先ほど答弁いたしましたように確かに作業を請け負う福祉事業所が作業場所、仕事の内容等を踏まえて作業を受けられるかどうかもありますし、また本町としてはコストの面の実情などもあるかと思いますが、この量水器、水道メーター器の交換これからもずっと続きますので、障害者優先調達推進法で地方自治体は率先して障がい者の就労支援に取り組むこととされておりますし、水道事業の社会貢献という観点からもぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。確かに、人口減少になりますし水道事業会計を大変かと思いますが、ぜひこれはそのように取り組んでいただきたいということを要望いたします。